

# 秋田県公報

## 目次

ページ

- 公安委員会規則第2号  
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（川・雄勝郡）……………1
- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（川・雄勝郡）……………1
- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（田・秋田県）……………2

## 公安委員会規則

### 秋田県公安委員会規則第2号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月17日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

### 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 能代警察署二ツ井交番の項を次のように改める。

二ツ井交番	能代市二ツ井町字 上野82番地15	能代市のうち 二ツ井町（字上台、字上野、字太田面、字 上山崎、字五千苅、字沢口、字三千苅、字 下野、字下野家後、字下野川端、字高閑、 字中坪、字滑良子川端、字比井野（55番 地から92番地までに限る。）、字町尻、字 道上中坪、字山根に限る。）、二ツ井町麻
-------	----------------------	---

生、二ツ井町加護山、二ツ井町又石、二ツ井町切石、二ツ井町小掛、二ツ井町小繫、二ツ井町駒形、二ツ井町田代、二ツ井町飛根、二ツ井町荷上場、二ツ井町濁川、二ツ井町仁船

別表第1 秋田東警察署御所野交番の項中「四ツ小屋字下川原146番地1」を「御所野下堤五丁目1番10号」に改める。

別表第2 鹿角警察署八幡平警察官駐在所の項中「字沼田91番地1」を「字小豆沢92番地1」に改め、同表能代警察署種梅警察官駐在所の項を次のように改める。

種梅警察官 駐在所	能代市二ツ井町梅 内字前田207番地	能代市のうち 二ツ井町（字家後、字薄井、字海道上、字 狐台、字小槻ノ木、字桜台、字下野、字下 稗柄、字下山崎、字茶屋下、字塚ノ台、 字槻ノ木、字中坪道下、字比井野（1番 地から54番地まで及び93番地から137番 地までに限る。）、字稗柄、字稗川原に限 る。）、二ツ井町種梅、二ツ井町種
--------------	-----------------------	--

別表第2 能代警察署浜田警察官駐在所の項及び八竜警察官駐在所の項中「山本郡八竜町」を「山本郡三種町」に改め、同表能代警察署山本警察官駐在所の項及び金岡警察官駐在所の項中「山本郡山本町」を「山本郡三種町」に改め、同表能代警察署琴丘警察官駐在所の項を次のように改める。

琴丘警察官 駐在所	山本郡三種町鹿渡 字二本柳44番地2	山本郡三種町のうち 天瀬川、鹿渡、上岩川、鯉川
--------------	-----------------------	----------------------------

### 附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。ただし、別表第1 秋田東警察署御所野交番の項の改正規定は公布の日から、同表能代警察署二ツ井交番の項及び別表第2 能代警察署種梅警察官駐在所の項の改正規定は同月21日から、同表鹿角警察署八幡平警察官駐在所の項の改正規定は同月23日から施行する。

秋田県公安委員会規則第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月17日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年秋田県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「山本郡山本町」を「山本郡三種町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月17日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号アウ中「第48条の8第2項」を「第48条の14第2項」に改める。

第13条に次の1号を加える。

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別表第1日本海沿岸東北自動車道の項及び一般国道7号琴丘能代道路の項中「山本郡琴丘町」を「山本郡三種町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成18年3月20日から、第13条に1号を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

発行者

秋田県

印刷所

秋田県庁本庁一階一室

購読料

一円三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 0862-8766 FAX 0863-0005  
E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp



古紙配合率100%